



保険法施行後の保険契約における 臨終期の受取人変更の意思表示

明治安田生命保険相互会社 松本 克哉

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

東京地判令和3年9月28日 令和元年(ワ)12239

号 保険金請求事件

判例秘書 L07631350 Westlaw Japan 2021WLJP
CA09288022

1. 本件の争点

本件は、原告X1及びX2（姉妹。以下「原告ら」という。）が、原告らの父であるAが被告Y（生命保険会社）との間で保険契約（保険契約者・被保険者：A 死亡保険金受取人：原告ら）を締結していたところ、Aの臨終期にA名義でなされた、受取人を補助参加人Z（Aの母）に変更する手続はAの意思に基づくものではないとして、死亡保険金及び遅延損害金の支払いを求めて提訴した事案である。

本件の争点は、名義変更請求書がAの意思に基づいて作成されたかである。

2. 事実の概要

(1) 前提事実

① 原告らは、AとBの間に生まれた子ら（姉妹）である。AとBは、平成29年1月21日、離婚し、その際、原告らの親権者を母であるBと定めた。Aは、原告らの父であり、平成30年6月9日に自宅前で倒れていたところを救急搬送され、C病院に入院した。Aは、その後、同年7月5日に同病院において、アルコール性肝不全、肝性脳症を直接死因として死亡した。Zは、Aの母（原告らの祖母）である。Dは、Aの兄である。

② Yは、E株式会社（旧F）の持株会社化に伴い、旧Fの事業の承継先として設立された株式会社

（設立時の商号はG株式会社）である。Hは、Y所属の保険営業員である。

- ③ Aは、平成22年10月1日までに、旧F（その後Yが承継）との間で、下記保険契約（以下「本件保険契約1」という。）を締結した。
- ・保険種類 配当付終身保険
 - ・保険契約者・被保険者 A
 - ・死亡保険金受取人 B
 - ・普通死亡保険金 5350万円
- ④ Aは、平成29年2月11日頃、本件保険契約1に係る死亡保険金の受取人を原告ら（分割割合：各5割）に変更する手続を行った。
- ⑤ Aは、平成29年3月1日までに、Yとの間で、下記保険契約（以下「本件保険契約2」といい、本件保険契約1と併せて「本件各保険契約」という。）を締結した。
- ・保険種類 無配当終身医療保険
 - ・保険契約者・被保険者 A
 - ・死亡返還金受取人 原告ら（分割割合・各5割）
 - ・死亡返還金 被保険者死亡日時点の責任準備金
- ⑥ 平成30年6月21日付けで、本件保険契約1に係る死亡保険金及び本件保険契約2に係る死亡返還金（以下、併せて「死亡保険金等」という。）の各受取人を、いずれもZに変更する旨の名義変更請求書2通が作成された（以下、これらの名義変更請求書を「本件各名義変更請求書」という。）。本件各名義変更請求書の請求者自署欄には、手書きで「A」等と記載されている。
- ⑦ Yは、同月22日に、本件各名義変更請求書を受領し、これに基づき、本件各保険契約の死亡保険

金等の受取人を、Zに変更する旨の手続をとった。

⑧ Yは、A死亡後の同年7月31日付けで、Zに対し、本件保険契約1に係る死亡保険金として5350万円を、同年8月8日付けで、Zに対し、本件保険契約2に係る死亡返還金として2万2507円を、それぞれ支払った。

(2) 認定事実

① 生前のAと原告ら、Zとの関係等

- 1) 原告ら家族は、原告らが幼い頃は、良好な関係を築いていたが、平成23年頃から、Aは徐々に飲酒量が増え、アルコール依存症となった。Aは、平成28年頃にはうつ病を発症し、入院を経て、平成29年1月には、Bと離婚することになった。
- 2) Aの父は、平成29年5月18日、死亡したが、Aは父の葬儀には参列しなかった。Zは、この頃、Aと一緒に生活することを提案したが、Aはこれを断った。
- 3) Aは、Bとの離婚後も、平成29年8月には、原告らに誕生日プレゼントを渡すなどして原告らと交流を持っていたが、その後徐々に連絡をとらなくなっていました。

② Aの入院後の病状等

- 1) Aは、平成30年6月9日、救急搬送先のC病院に入院し、同年7月5日に死亡するまでの間、同病院内で生活していた。
- 2) Zは、同月15日頃、AがC病院に入院していることを聞きつけ、同日、同病院に赴いた。Zは、その際、消化器内科にてAを担当していたI医師から、Aの状況について、肝不全で非常に厳しいこと、意識レベルの改善があること等の説明を受けた。
- 3) I医師は、同月20日、Zに対し、Aの病状等について、治療できるレベルではないこと、急変したらそのまま見送る意向であること等を説明した。
- 4) 同月21日付けの本件各名義変更請求書の下部、「F使用欄」〔評証者注：保険会社使用欄〕には、請求書受領日につき6月22日、請求者との面接場所につき「実家 □□ [評証者注：町名]」などと記載されている。
- 5) I医師は、Aの病状等について、要旨、下記のように説明している。
「…筋力なく名前を書くことはできなかったと

思う、ZとAが病室にいる際、ZがAに、保険金の受取人を確認する旨を伝えるとAはうなずいた、Zは、Aが返事をしたため、本件各名義変更請求書に係る受取人変更の意味を理解したと判断したのだと思う、今から考えると、アルコールによる脳萎縮、脳挫傷後で高次機能障害はあったと思われる所以Aがきちんと理解し、納得した上で同意したとは思えない。」

3. 判旨（請求認容）

(1) 本件各名義変更請求書の請求者自署欄に記載された「A」の筆跡について

「…Aの署名部分の筆跡が、Aの筆跡と同一であるとの的確な立証はない。」

(2) Y及びZによる、Aは、本件各名義変更請求書作成前から、Hに対し、保険金の受取人をZに変更する旨の意向を示していた、Aは、HやZの面前で本件各名義変更請求書に自署した、その際、DがAの自署を介助したとの主張について

「[証人Hの、平成29年5月29日にAと面談し、その際、Zを受取人にしてはどうかなどと説明し、Aもこの提案に対して、「お願いします」と応じていたなどの] 証言は、…Aと原告ら、AとZとの当時の各関係性や現に保険金受取人の変更手続がとられていないといった事実関係と整合せず、たやすく信用できるものではない。」

以上によれば、Aが、…平成29年5月の時点で、保険金の受取人をZに変更する旨の意向を有し、これをHに示していたという事実を認めることはできない。」

「[証人Hの、平成30年6月16日、C病院でAに面会し、その際にも保険金の受取人をZに変更する旨を確認したところ、Aはしっかりと目を合わせうなずいた、病室にいた時間は5分から10分程度であるなどの証言について、] … [6月16] 日当時のAの病状は、…相応に悪かったことがうかがわれる。また、…日常の生活動作等についても、支障が生じていた状況にあった。さらに、Aは、同月16日に近接した、同月18日や同月19日の時点では、…自己の置かれた状況を正確に把握できていなかつた節がうかがわれる。」

このような状況において、Aが、病室において5分から10分程度の時間で、Hから保険金の受取人変

更の話をされ、これを的確に理解して、きちんと意思表示をすることができたのか疑問があり、こうしたAの病状や理解度の低下に関し、何ら具体的に証言しない、証人Hの証言は不自然である。

以上によれば、Hが、同月16日に、Aから保険金の受取人変更の意向を再確認したなどという事実も認定できない。」

「平成30年6月21日に、AがH、D及びZの面前で本件各名義変更請求書に自署したという同人らの証言（以下、併せて「証人Hらの証言」という。）についても、…同月19日時点で、Aは自己の置かれた状況を正確に把握できていなかった節がうかがわれること、同月20日の時点でも、…支離滅裂な発言をしており、さらに、…日付に関する見当識にも減退が見られるほか、…筋力にも相当の低下が見られること、同月21日時点でもこうした状況に改善があった節は見られず、…日常生活の場面においても、基本的な動作…について指示入らず…などとされていること、Aの理解力に関するI医師の見解といった事実関係に照らせば、当時のAが、Hの説明を理解して、筆記具を受け取り、自らの意思で、本件各名義変更請求書に記入を始めることができたとは考えにくいところ、保険金の受取人変更という重要な手続について、Hが、Aの上記病状、理解度に応じた慎重な意思確認をした形跡も何ら見当たらない。」

「また、…Hが作成した、本件各名義変更請求書の下部、「F使用欄」には、請求者との面接場所につき、明らかに異なる「実家□□」などと記載されており、書き間違いや記憶間違いを起こすとは考え難いような事項であるAとの面接場所について明らかな齟齬がある。

これらによれば、証人Hらの証言はたやすく信用できるものではなく、AがH、D及びZの面前で本件各名義変更請求書に自署したなどという事実を認定することはできない。」

「以上の検討を踏まえると、…AがH、D及びZの面前で本件各名義変更請求書に自署したという事実が認定できない以上、Aが、本件各名義変更請求書を作成したとはいえない。結局、本件各名義変更請求書がAの意思に基づいて作成されたとはいえないこととなるから、本件各保険契約の受取人をZに変更する旨の意思表示があったとは認められない。」

(3) Yによる、仮にAが署名を自署していなかったとしても、I医師によれば、ZがAに死亡保険金等の受取人を変更することを確認した際、Aはうなづいていたとのことであるから、Aは、死亡保険金等の受取人を変更する意思を有していたとの主張について

「上記…の説示に照らせば、仮に、AがZからの確認にうなづいたことがあったとしても、それだけでは、死亡保険金等の受取人変更手続を理解して、本件各名義変更請求書の作成に応じたとはいえない。」

4. 評釈（結論に賛成するが、理由付けにやや疑問がある）

(1) 本判決の意義

本判決は、保険法施行後に締結された保険契約の、臨終期での受取人変更の意思表示の存否が判断された、初の公表裁判例と思われる。また、受取人変更がされたとの保険会社の判断が否定された比較的数少ない事例であり、保険会社実務の観点からも参考になる。

(2) 意思能力との関係

臨終期の受取人変更については、保険契約者の意思能力の有無が争点となる裁判例も数多い。この点、①保険契約者による受取人変更の意思「表示」があったかと、②意思表示時に保険契約者に意思「能力」があったかとは、別論点であり、区別する必要がある。本判決では、当事者は①②の両方を争点としたが、裁判所は①について意思表示がなかったと判示し、②を判断することなく、受取人変更を否定した。

もっとも、多くの裁判例では、①において、保険契約者の判断能力の程度を、意思表示の有無を示す間接事実としており、本判決も同様である¹⁾。

(3) 保険契約の受取人変更の意思表示

意思表示とは、一定の法律効果を欲する意思を表示する行為をいう²⁾。保険契約の受取人変更の意思表示には、①意思表示の存否や保険契約者の真意に基づくものかという事実の問題と、②意思表示がされるべき相手方といった法律上の要件・効果の問題がある³⁾。

①は、民法の意思表示一般の問題であり、改正前商法下でも保険法下でも変わりはない。受取人変更

の意思表示の方式は、明示的な行為だけに限られず、黙示的でもよいと解されており⁴⁾、例えば、顎を引いて答えるという方式であっても、保険契約者の受取人変更の意思及び誰に変更するのかが客観的に理解できる場合には、これを保険契約者の意思表示と認めてよいと考えられるが⁵⁾、このような点も含め、解釈に変わりはない。

他方、②については、改正前商法下の判例では、保険者に対するものほか、新旧受取人に対する意思表示によっても効力が発生するとしていたが（最判昭和62年10月29日民集41巻7号1527頁）、保険法では、保険者に対する意思表示によるものと改められた（保険法43条2項）。本判決の本件各保険契約は、保険法の施行日（平成22年4月1日）以後に締結されたため、改正前商法ではなく保険法が適用される（保険法附則2条本文）。

(4) 保険契約者の意思「表示」の有無が争われた過去の主な裁判例（改正前商法下）

① 意思表示があったとする裁判例⁶⁾

- 1) 浦和地判平成3年9月18日⁷⁾ 生命保険判例集6巻382頁

保険契約者兼被保険者の死亡2日前に、受取人を前妻から現在の妻に変更する名義変更請求書が新受取人の代筆により作成・交付された事案において、①前妻との離婚に伴う財産上の問題は解決していたこと、②保険会社担当者は、保険契約者に対し、医師立会いの下、受取人を前妻から現在の妻に変更したいかを質問し、保険契約者はその都度顎を引いてうなずいたこと、③当日の看護記録上、呼名反応（名前を言われるとうなずく）はあったこと等から、受取人変更の意思表示があった等と認定し、旧受取人の保険金請求を棄却した。

- 2) 東京高判平成26年7月2日⁸⁾ 生命保険判例集25巻785頁

保険契約者兼被保険者の死亡8日前の日付で作成された、受取人を妹から夫に変更する名義変更請求書が、死亡5日前に保険会社に郵送された事案において、①請求書の印影が届出印と同一であること、②保険契約者の身の回りの世話をしてきた夫への受取人変更であること、③新受取人が、請求書に保険契約者が署名押印した際の様子を具体的に述べていること、④保険契約者は受取人変更の意味を理解し、署名を行うために必要な判断能力と体力があったと

認められること、⑤請求書の署名の筆跡が保険契約者のものと認めるることは不合理ではないこと等から、受取人変更は保険契約者の意思に基づくものである等として、旧受取人の保険金請求を棄却した。

② 意思表示がなかったとする裁判例

- 1) 熊本地判平成9年12月15日生命保険判例集9巻551頁

保険契約者兼被保険者の死亡日当日に、受取人を元妻から父に変更する名義変更請求書が、保険会社担当者に交付された事案において、請求書の印影は保険契約者の印章によるものであるが、①保険契約者が受取人変更の意味を理解し得たとは認めがたいこと、②子らの将来を案じていた保険契約者が、将来にわたり子らを看護養育すべき元妻ではなく父を受取人に行なうことを望むべき合理的な動機が格別見当たらぬことから、名義変更請求書は親族らにより保険契約者の意思に基づくことなく作成されたと強く推認されるなどとして、印影に関する二段の推定を否定し、新受取人の保険金請求を棄却するとともに、旧受取人の保険金請求を認容した。

- 2) 東京地判平成23年5月25日⁹⁾ 生命保険判例集23巻263頁

保険契約者兼被保険者の死亡日当日に、受取人を夫から前夫の子に変更する名義変更請求書（請求書の日付は死亡日の13日前）が、新受取人から交付された事案において、①保険契約者本人が印章を持ち出して押印することは病状からしてできず、請求書は何者かが無断で印章を持ち出して押印したと推認され、署名も本人に自書能力があったとは考え難く、請求書は偽造文書である、②新受取人及び保険会社担当者の証言は不自然・不合理であり、たやすく信用できないなどとして、名義変更請求書の成立の真正等を否定し、旧受取人の保険金請求を認容した。

③ 分析¹⁰⁾

上記各裁判例（脚注6の各裁判例を含む）では、おおむね、(1)処分証書である名義変更請求書の成立の真正と、(2)請求書以外の方法での意思表示の成否を検討することにより、受取人変更の意思表示があったかを判断している。そして、これらの検討にあたっては、①請求書の筆跡、②請求書の印影及び二段の推定を覆す事情があるか、③保険契約者の判断能力（看護記録や主治医の意見）、④保険契約者の身体能力（筆記できる運動能力があったか）、⑤保険契約者の言動（受取人変更の意向がうかがわれる言動

があったか)、⑥受取人変更をする合理性・動機などの要素から判断しており、さらにこれらの要素の評価にあたっては、⑦保険会社担当者による保険契約者への意思確認の有無・程度、⑧新受取人や保険会社担当者の証言の信用性を考慮に入れている。

(5) 本判決の評価

① Aの自署による名義変更請求書の成立の真正について

本判決では、Aの自署による本件各名義変更請求書の成立の真正について、①¹¹⁾ 請求書の署名がAの筆跡であるとの立証はないこと、③Aの理解力及び④筋力が低下していたこと、⑤Aが受取人をZに変更する意向を従前から示していたとはいえないこと、⑥Aが受取人をZに変更することが当然などとはいえないこと、⑦Hが慎重な意思確認をした形跡が何ら見当たらないこと、⑧Aと面談しているはずのHが、Aの病状や理解度に関し何ら具体的に証言しないばかりか、請求書の会社使用欄に面接場所を実家と記載しており、証言はたやすく信用できないこと、等から、Aが名義変更請求書を自署したとの事実は認定できず、請求書がAの意思に基づいて作成されたとはいえないから、受取人変更の意思表示があったとは認められないと判示している。

本判決は、おおむね過去の裁判例での考慮要素に沿って、請求書をAが自署したかを判断しており、また、各考慮要素に関するあてはめも特段の不合理な点は認められない。本件では、特に以下の2点が、Aの自署ではないとの裁判所の心証形成に寄与したと推測する。1点目は、考慮要素の⑥(受取人変更をする合理性・動機)に関し、当初の受取人は妻のBであったところ、Aは離婚時に子である原告らを受取人に指定ないし変更しており、これには合理性・動機が認められるところ、わざわざZに再変更すべき特段の合理性・動機が見出しがたいという点である。2点目は、前段落の⑦⑧に記載のHの慎重さに欠く対応や具体性を欠く証言からは、ZやHらの面前でAが自署したどころか、ZやHらがAの病室にいたことすら疑問の余地があるという点である。

以上から、本判決の、名義変更請求書がAの自署ではないとする判断は妥当と考える。

② Aの意思に基づく代筆による名義変更請求書の成立の真正について

名義変更請求書は、保険契約者による自署のみならず、保険契約者の意思に基づき、代筆を授権された者が保険契約者の氏名を代筆することによっても、真正に成立する。

この点、Yは、予備的な主張として、I医師の意見を根拠に、Zが、Aに受取人を変更することを確認した際、Aはうなずいていたとしたうえで、Aは受取人変更の意思を有しており、その意思にしたがって請求書が代筆された、と主張していたようである。

これに対し、本判決は、「…仮に、AがZからの確認にうなずいたことがあったとしても、それだけでは、死亡保険金等の受取人変更手続を理解して、本件各名義変更請求書の作成に応じたとはいえない。」との簡潔な記載をもって、主張を一蹴している。

しかし、仮に、Zからの問い合わせに対してAがうなずいたのであれば、上記4(3)のとおり、当該やりとりによってAの受取人変更の意思及びZに変更することが客観的に理解できる限り、Aに受取人変更の意思があったと認めてよい。そして、仮に当該うなずきが名義変更請求書への代筆の授権を含むものであったと評価され、かつ、その場にいた者が、これを受けて名義変更請求書にAの氏名を代筆した（筆記具を持つAの手をいわば道具として、代筆した場合を含む。）のだとすると、Aの意思に基づく受取人変更の意思表示がYに対してなされたと評価できると考える。

私見としては、そもそもI医師は、AがうなずいたとY及びZが主張する瞬間には実際には立ち会っていないと思われるため、I医師の意見がAのうなずきの的確な証拠になるのかは疑問である。このように、Aがうなずいたとの事実をそもそも認定し難いという意味で、Aの意思に基づく代筆による受取人変更の意思表示もなかったとの本判決の結論には賛成する。

もっとも、本判決のように、仮にうなずき自体はあったとしても受取人変更の意思表示はなかったと論じるのであれば、当該うなずきが、Aの受取人変更の意思及びZに変更することが客観的に理解できるものであったかといった点を、より丁寧に判示する方が、より説得力があったと考える。この点において、理由付けにやや疑問がある。

③ 保険法施行による影響

保険法下では、受取人変更の意思表示は保険者に対するものでなければならない。改正前商法下の契約の裁判例である、名古屋高金沢支判平成27年1月28日（脚注6）は、死亡2日前に保険会社に提出された名義変更請求書の成立の真正を判断せず、死亡の約40日前の保険契約者の新受取人に対する意思表示があったとして、受取人変更の意思表示を認めたが、本件では、このような認定をする余地はなかったことになる¹²⁾。

（6）おわりに

保険会社としては、二重払いのリスクを軽減するための方策として、保険契約者の判断能力が疑われる場合は、担当の営業職員以外の職員が対応する、複数で対応する、確認会社に委託する、保険契約者本人から能動的に受取人変更の意向を述べてもらう¹³⁾、さらには、受取人変更する理由も極力述べてもらう、といった社内ルールを設け、これを実践することが有用と思われる。加えて、本判決では、Hの慎重さを欠く対応や具体性のない証言が裁判所の認定に相当影響したことをふまえると、受取人変更手続の際に、担当者から意思確認時の具体的なやりとりに関する社内報告書を提出させることも有用であろう。

以上

- 1) 意思表示の有無を示す間接事実としての判断能力の程度は、意思表示自体があったと解することが不自然でないかの事情として用いられるものであって、意思能力の有無と必ずしも一致するわけではないと考える。すなわち、判断能力の低下が意思無能力に至らなくても、意思表示自体なかつたとされる場合もあり得るし、判断能力の低下が意思無能力に至っていても、外形的な意思表示自体はあった（その上で、意思無能力により意思表示が無効）とされる場合もあり得るように思われる。
- 2) 我妻榮ほか・我妻・有泉コンメンタール民法－総則・物権・債権－（第8版）199頁（2022年・日本評論社）。
- 3) 鳴寺基・金判1386号66頁（2012年）。
- 4) 大森忠夫・保険法〔補訂版〕279頁（1985年・有斐閣）、石田満・商法IV（保険法）〔改訂版〕290頁（1997年・青林書院）。
- 5) 竹瀬修・保険事例研究会レポート85号5頁（1993年）。

6) 裁判例1) 2) の他、紙幅の関係で詳細省略するが、福岡高判平成20年12月19日生命保険判例集20巻716頁、大阪高判平成26年9月9日生命保険判例集25巻862頁、名古屋高金沢支判平成27年1月28日Westlaw Japan 2015WLJPCA01286012も、受取人変更の意思表示があったと判断した。

7) 評釈として、竹瀬・前掲1頁。

8) 原審（東京地判平成25年12月12日生命保険判例集25巻485頁）の評釈として、天野康弘・共済と保険58巻1号28頁（2016年）、桜沢隆哉・保険事例研究会レポート291号10頁（2015年）。

9) 評釈として、嶋寺・前掲62頁、日下雅二・保険事例研究会レポート266号11頁（2013年）。

10) 受取人変更の意思表示が遺言でなされた場合の考慮要素は、請求書あるいは口頭でなされた場合の考慮要素（本稿）と大きな違いはないと考えられる。もっとも、①特に公正証書遺言の場合は、偽造・改ざんのおそれは低い、②遺言の作成時に保険会社担当者が関与していない場合が多く、保険会社担当者による保険契約者への意思確認の有無・程度が問題となりにくい、③方式違背（民法960条）などにより遺言全体が不成立ないし無効となった場合、受取人変更の意思表示も不成立ないし無効になる、④記載内容が特定の保険契約の受取人変更を意味するのかの解釈が問題となりやすい、といった特徴もある。

11) 本段落の各丸数字は、前記4(4)③に記載の各丸数字に対応。なお、②（請求書の印影）については、本件各名義変更請求書には、そもそも押印欄がなかったと思われる。

12) 仮に、Aがうなずき、かつ、Yの担当従業員であるHがその場にいれば、当該うなずき自体がYに対する意思表示であるとも評価し得ると考えられるが、YやZはそのような主張はしていないようである。

13) 北澤哲郎・保険事例研究会レポート301号13頁（2016年）が、これらの方針を挙げている。